

匿名性が問題になる場面

- ▶ 選挙～秘密投票は憲法上の権利
- ▶ マスコミへの情報リーク
～情報源の秘匿はマスコミ人としての最低限のマナー
- ▶ 匿名掲示板
- ▶ 匿名ファイル共有ソフト

世間的なイメージ

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

脅迫電報と不法行為 大阪地裁平成16年7月7日判決

1. 電気通信事業者ないしその従業者に一定の内容の電報の受付、配達を差し止める義務を課すことは、電気通信事業者の取扱中に係る通信の検閲が禁止されている趣旨にかんがみても電報という公共的通信手段の本質と相容れず、認められない。
2. 電気通信事業者ないしその従業者に一定の内容の電報の受付、配達を差し止める義務を課すことは、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の侵害が禁止されている趣旨にかんがみても電報という公共的通信手段の本質と相容れず、認められない。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

匿名性の場面

- 出版 言論の自由を最重視
- 電信・電話 通信の秘密を重視
 - 検閲の禁止
 - 違法な通信であることが解って放置しても拒否すべきではない。
 - 弁護士法23条照会に比較的応じてくれる

そんなに違うべきものなのか？

- ネット 位置づけが明確ではない。
 - 違法な内容を放置していると正犯に問われる可能性あり。
 - 違法な通信であることを知っていれば、送信防止義務を負う
 - 発信者情報開示請求に対して、異常なくらい抵抗する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

三洋電機社員画像流出事件

Share

- ▶ 三洋電機の社員が、ファイル共有ソフトを使っていてウイルスに感染し、交際の女性のヌードなどの画像を漏洩。
- ▶ 画像の女性はmixi上で実名で、プライベートな日記を公開していた。
- ▶ 画像を入手した者が、個人を特定して、女性の参加しているmixiのコミュニティで画像を公開。雑誌等に記事が掲載。

実名登録が間違いだったのか？

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

三洋電機社員画像流出事件 で解ったこと

- ▶ 漏洩した情報が、非匿名であることから、プライバシーの問題が生じる場合もある。
送信者の匿名性と送信内容の匿名性は意識的に切り分ける必要有り。
- ▶ その情報自体が匿名でも、他の情報とあわせると非匿名となる可能性がある。
- ▶ メディアに取り上げられることで、爆発的な反響を生んだ。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

通信の秘密≒匿名性

- ▶ 表現の自由を守る
- ▶ 自己のプライバシー・個人情報を保護する
- ▶ クラッカーに目をつけられないようにする。
- ▶ 別人格として、ネットで発言することを可能にする。
- ▶ 犯罪を助長すると検察からは主張されている。

匿名は、個人情報保護やプライバシー保護と不可分
一体の関係にある

では、個人情報保護やプライバシーはどのように考
えられるか

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

個人情報保護関連五法

- ▶ 個人情報保護法
 - ~基本法と個人情報取扱事業者の義務等
- ▶ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ~行政機関の義務等
- ▶ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ~独立行政法人の義務等
- ▶ 情報公開・個人情報保護審査会設置法
 - ~行政機関及び独立行政法人等の情報公開法制の開示決定等に関する不服申立てに関する諮問等
- ▶ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 - ~登記、刑事事件等

その他 地方公共団体の条例等規定されている。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

個人情報保護と情報セキュリティのガイドラインの関係

プライバシーマーク

JISQ15001

個人情報適正取得

個人情報本人開示

個人情報が漏洩した場合
について両者の基準が重
なり合う

個人情報漏洩防止

ISMS (JISX5080, JISQ270001)

経営情報漏洩防止
技術情報漏洩防止

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

リスクマネジメントに対する理解

- ▶ リスク回避 情報を保持しない
- ▶ リスク減少 情報が漏洩しないように対策する。
- ▶ リスク移転 保険に入り損害をカバーする
- ▶ リスク保持 損害を支払ってしまう。
法律家はあまりこのことを理解していないので注意。

copyright(C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

プライバシーってなんだろう

- ▶ プライバシーが何かは、実は明確に決まっていない。
 - 私生活をみだりに公開されない権利と考える立場(東京地判 昭和39年9月28日)
 - 自己の情報をコントロールする権利と考える立場(佐藤幸他)

copyright(C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

TBC事件とYahoo! BB事件

▶ TBC事件

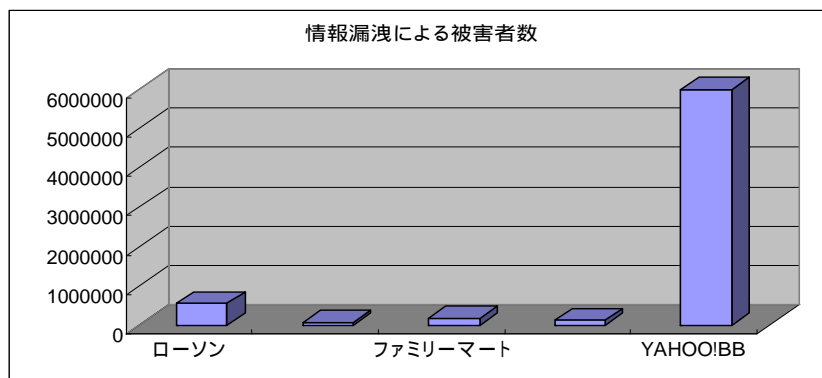
- 「エステティックサービスに関心があり、エステティックサロンを営む被告に個人情報を提供したことは、純粋に私生活上の領域に属する事柄であって、一般に知られていない事柄でもある上、社会一般の人々の感受性に照らし、他人に知られたいと考えることは、これまた自然のことであるから、これらの情報全体がプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものというべきである。」(東京地判平成19年2月8日)

▶ Yahoo! BB個人情報漏洩事件

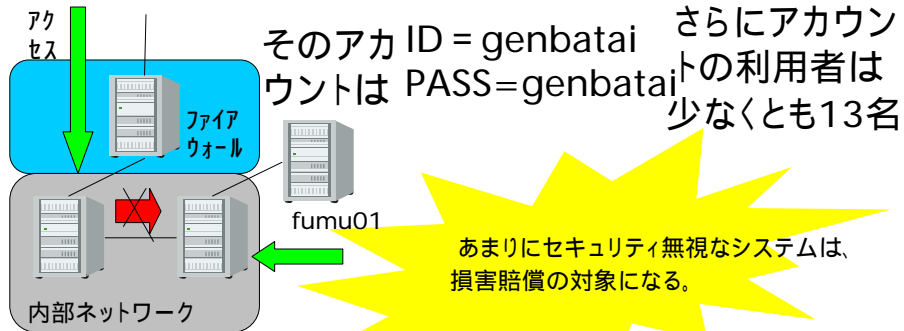
- 「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたいと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの個人情報は、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」(大阪地判平成18年5月19日)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ちょっと脱線して Yahoo! BB事件について



yahooBB事件の特殊性



ところが会社に泊まるのが面倒だったので 踏み台サーバーを作った しかも社員が辞めても
アカウントは元のまま

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

プライバシーは 実は判決によって定義がごちゃごちゃ

- ▶ 住基ネット事件
 - 「そうであれば、明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用すること(改正法を適用すること)は、控訴人らに保障されているプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものであり、憲法13条に違反するものといわざるを得ない」(大阪高判平成18年11月30日)
- ▶ 住基ネット事件で情報コントロール権を否定したもの
 - 「個人情報の収集・保持が行政機関によって組織的に行われるのでなければ、個人情報を他者にみだりに収集・保持されたくないとの本人の期待は、未だ法的保護の対象となるには至っていないというべきである。」(新潟地判平成18年5月11日)
 - 「前記のとおり、プライバシーの権利の法的性質を自己情報コントロール権と解し、非公知性の要件は不要ないし希薄化していると主張している。...上記原告の主張は、原告の自己情報を開示することによって得られる経済的社会的利益を原告自身が独占したいという、いわば自己情報の財産的価値の独占的利用を主張するに等しい側面があることも否めず、かかる利益をプライバシーの権利によって保護すると解することは上記のプライバシーの権利の趣旨にそぐわないものと言わざるを得ない。...非公知性を欠き、プライバシーの権利に基づく法的保護は与えられないというべきである。」(東京地判平成18年3月31日)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

自己情報管理権なんか出てきて さらにごちゃごちゃ

- ▶ 自己情報コントロール権らしきものをプライバシーではなく保護されるとしたもの。
 - 「プライバシー権は、個人の私生活上の自由を保護するものであり、人格権の一種として、憲法13条によって保障されている。…もっとも、プライバシー権が、人格権の一種として憲法13条の個人の尊厳の理念に基礎を置くものである以上、保護の対象として中心となるのは、人格の生存や発展に不可欠な情報であり、それに直接かかわらない、外的事項に関する個人情報については、行政機関等が正当な目的で、正当な方法により収集、利用、他へ提供しても、プライバシー権の侵害とはならないと解される。自己情報コントロール権は、このような内容の権利として、憲法上保障されているというべきである(以下、原告らの主張する権利内容と区別する意味で、この権利を「自己情報管理権」という。)」(大阪地判平成18年2月9日)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

最高裁もぐちゃぐちゃ

- ▶ 「承諾なしにみだりにその容貌・姿態…撮影されない自由」(最判昭和44年12月24日)
- ▶ 「人はみだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益」(最判平成14年11月21日)
- ▶ 「前科及び犯罪経歴…みだりに公開されないという法律上の保護に値する利益」(最判昭和56年4月14日)
- ▶ 「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」(最判平成7年12月15日)
- ▶ 「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくない被上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである。」(最判平成15年3月14日)
- ▶ 「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、…このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」(最判平成15年9月12日)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

利用者の秘密についてあるべき姿

- ▶ 適切な利用者のセキュリティが守られる。
- ▶ 違法な利用者については、速やかに情報が明らかになる。
- ▶ 違法な情報流通は断固防止。
- ▶ 不当な抹消請求には断固として表現の自由を守る。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ここでコマースャル

- ▶ Winny程の技術なら、他の技術と組み合わせればすごいことにならないか？
 - ▶ こんな技術を配信ビジネスに使える、すごいことにならないか？
 - ▶ 新しい流通でコンテンツホルダとのウィンウィンモデルも可能ではないか？
- というわけで、Winnyを発展させた技術を開発してみました。

copyright(C)Toshimitsu
Dan All
Rights Reserved

その名はSkeedCast 新型Winnyではありません。



copyright (C) Toshimitsu
Dan All
Rights Reserved

やってる会社は、ドリームボート <http://www.dreamboat.co.jp/>



copyright (C) Toshimitsu
Dan All
Rights Reserved